

令和4年 第II回 短答式試験

解答解説・監査論

問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	問題 5	問題 6	問題 7	問題 8	問題 9	問題10
5	2	3	1	4	1	3	6	5	4
問題11	問題12	問題13	問題14	問題15	問題16	問題17	問題18	問題19	問題20
4	5	6	6	6	1or2	3	2	3	1

必ず得点したい問題 (解説では問題番号に *** を付しています。)

50%の正答率を確保したい問題 (解説では問題番号に ** を付しています。)

得点できなくてもよい問題 (解説では問題番号に * を付しています。)

想定合格ライン： 72.5点/100点

$$(\textcircled{5} \times 11 + \textcircled{5} \times 7 \times 50\% = 72.5 \text{点})$$

本試験、お疲れ様でした。

問題毎の難易度の差が大きく、かつ、前半の制度論の問題が重たく、解きづらさを感じる問題でしたが、消去法で正答できる問題のおかげかそれほどボーダーは低くない印象です。

講評ブログは2022年6月3日より順次、公開予定です。

問題 1 重要性*

証券取引法に監査の規定が導入されたことに始まる我が国の公認会計士監査の歴史に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 公認会計士監査の規範としての監査基準は、証券市場における適正なディスクロージャーを
* 確保するための重要なインフラストラクチャーである。このため、我が国においては、証券取
× 引法に監査の規定が導入されると同時に、監査基準が公表された。

証券取引法における公認会計士監査の規定の導入と、監査基準の公表は同時ではない。

イ 証券取引法に監査の規定が導入された当時の我が国の企業会計制度の実情においては、被監
* 査会社の受入れ態勢が未整備であり、また、公認会計士の監査慣行が成熟していなかったため、
○ 正規の財務諸表監査を実施するまでに数年を要した。

ウ 証券取引法に監査の規定が導入されたことに対応して商法が改正され、上場会社においては
* 公認会計士が会計監査を実施することとなったため、監査役の権限は業務監査に限定された。
×

監査役の権限は会計監査に限定された。

エ 証券取引法に監査の規定が導入された当初は、監査法人に関する規定はなかったが、昭和40
* 年から41年にかけて発覚した大企業の粉飾決算等に対処するため、公認会計士法が改正され、
○ 監査法人の制度が新設された。

問題 2 重要性***

公認会計士法における監査法人に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査法人の社員は、他の監査法人の社員となることが禁じられている。

○

公認会計士法34条の14 (社員の競業の禁止)

1. 監査法人の社員は、他の監査法人の社員となってはならない。

イ 監査法人は、当該監査法人の社員のうち、一定の割合以上を公認会計士である社員が占める

*** ことを求められているが、ここでいう公認会計士である社員には、外国公認会計士は含まれない。

×

公認会計士法34条の4 (社員)

3. 監査法人の社員の中に公認会計士である社員の占める割合は、百分の五十を下らない内閣府令で定める割合以上でなければならない。

公認会計士法34条の2の2 (設立等)

1. 公認会計士 (外国公認会計士を含む。) 及び第三十四条の十の八の登録を受けた者は、この章の定めるところにより、監査法人を設立することができる。

ウ 有限責任監査法人は、全ての財務書類の証明について、証明ごとに1人又は数人の業務を担当する社員を指定しなければならない。

○

公認会計士法34条の10の5 (指定有限責任社員)

1. 有限責任監査法人は、当該有限責任監査法人の行うすべての証明について、各証明ごとに一人又は数人の業務を担当する社員 (特定社員を除く。) を指定しなければならない。

エ 無限責任監査法人は、当該監査法人が行う全ての財務書類の証明業務について、全社員が無限責任監査法人を代表する。

×

公認会計士法34条の10の4 (指定社員)

1. 無限責任監査法人は、特定の証明について、一人又は数人の業務を担当する社員 (特定社員を除く。) を指定することができる。

2. 前項の規定による指定がされた証明 (指定証明) については、指定を受けた社員 (指定社員) のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

3. 指定証明については、前条の規定にかかわらず、指定社員のみが無限責任監査法人を代表する。

問題 3 重要性**

金融商品取引法における監査制度に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 非上場の会社であっても株主数が一定数以上である場合には監査対象となることがある。これは、非上場の会社であっても、株主が多数である場合には、企業内容の開示と監査を必要とする投資者が現実存在することが想定され、こうした投資者を保護すべきであると考えられているからである。
- ***
-

金商法 第24条 (有価証券報告書の提出)

1. 有価証券の発行者である会社は、その会社が発行者である有価証券が次に掲げる有価証券のいずれかに該当する場合には、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書(有価証券報告書)を、内国会社にあつては当該事業年度経過後三月以内、外国会社にあつては公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

四 当該会社が発行する有価証券で、当該事業年度又は当該事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度のいずれかの末日におけるその所有者の数が政令で定める数以上であるもの

- イ 有価証券報告書提出会社のうち、非上場会社であっても、四半期報告書を任意に提出することができる。この場合、四半期報告書に含まれる四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表について、公認会計士又は監査法人による四半期レビューを受けることまでは求められていない。
- *
- ×

金商法24条の4の7 (四半期報告書の提出)

2. 第24条第1項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社であつて、上場会社等以外の会社は、四半期報告書を任意に提出することができる。

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令 第1条 (監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類の範囲)

十一 法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により提出される四半期報告書に含まれる四半期連結財務諸表

- ウ 上場会社の親会社が有価証券報告書提出会社でない場合、当該親会社は、親会社等状況報告書を提出しなければならない。この場合、親会社等状況報告書に含まれる財務計算に関する書類について、当該上場会社の監査を行っている公認会計士又は監査法人による監査を受けなければならない。
- **
- ×

金商法24条の7. 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令 第1条参照

親会社等状況報告書に含まれる財務計算に関する書類については、公認会計士又は監査法人による監査を受ける必要はない。

- エ 外国会社報告書の中の財務計算に関する書類に対して外国監査法人が行った監査証明が、我が国の監査証明に相当すると認められる証明である場合、当該外国会社報告書について、我が国の公認会計士又は監査法人による監査証明は不要である。
- ***
-

金商法193条の2 (公認会計士又は監査法人による監査証明)

1. 金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の者で政令で定めるもの(特定発行者)が、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるもの(財務計算に関する書類)には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第2条第1項第十七号に掲げる有価証券で同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するものその他の政令で定める有価証券の発行者が、外国監査法人等から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

問題 4 重要性**

金融商品取引法における監査制度に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 上場会社の有価証券報告書に含まれる財務計算に関する書類及び当該会社の内部統制報告書を監査する公認会計士又は監査法人は、当該財務計算に関する書類の監査に係る概要書に内部統制報告書の監査に係る概要を合わせて記載しなければならない。

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令 第8条

公認会計士又は監査法人は、内部統制監査を実施した場合には、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第5条第2項第一号に規定する概要書に、内部統制監査の従事者、監査日数その他内部統制監査に関する事項の概要を合わせて記載するものとする。

- イ 公認会計士又は監査法人は、四半期報告書に含まれる財務計算に関する書類について四半期レビューを実施した後、四半期レビューに係る概要書を提出しなければならない。

○

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令 第5条（監査概要書等の提出）

1. 公認会計士又は監査法人は、法第193条の2第6項の規定により提出すべき報告又は資料の一部として、監査、中間監査又は四半期レビュー（監査等）の従事者、監査日数その他当該監査等に関する事項の概要を記載した概要書を、当該監査等の終了後当該監査等に係る第一条各号に規定する書類を提出すべき財務局長等に提出しなければならない。

- ウ 上場会社の提出する臨時報告書は、原則として監査対象ではないが、財政状態及び経営成績に著しく重要な影響を及ぼす事象が発生したことによって臨時報告書を提出する場合には、当該事象の影響に関して、公認会計士又は監査法人による監査を受けなければならない。

×

金商法193条の2（公認会計士又は監査法人による監査証明）参照

臨時報告書は、公認会計士又は監査法人による監査証明は求められない。

- エ 上場会社が提出する四半期報告書の訂正報告書に四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の内容に関する訂正が含まれる場合であっても、訂正報告書を適時に提出するため、当該訂正事項について公認会計士又は監査法人による四半期レビューは求められていない。

×

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令 第1条（監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類の範囲）

十五 法第7条第1項、第9条第1項又は第10条第1項（これらの規定を第24条の2第1項、第24条の4の7第4項及び第24条の5第5項において準用する場合を含む。）の規定により提出される訂正届出書又は訂正報告書において、前各号の書類を訂正する書類

問題 5 重要性***

金融商品取引法における監査制度に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 有価証券報告書の中で、公認会計士又は監査法人による監査証明の対象となる財務計算に関する書類には、主要な経営指標の推移、経理の状況に掲げられた連結財務諸表及び財務諸表とこれらに関連する記載事項が含まれる。

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令 第1条（監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類の範囲）

七 法第24条第1項又は第3項の規定により提出される有価証券報告書に含まれる財務諸表又は財務書類（書類）のうち、最近事業年度等及びその直前事業年度等に係るもの

- イ 公認会計士又は監査法人は、上場会社の有価証券報告書の中の財務計算に関する書類を監査するに当たっては、企業会計審議会により公表された監査基準、監査に関する品質管理基準及び監査における不正リスク対応基準に準拠することが求められている。

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令 第3条（監査証明の手続）

4. 金融庁組織令第24条第1項に規定する企業会計審議会により公表された次に掲げる監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。ただし、第五号に掲げる基準は、次項の規定により適用される場合に限る。

- 一 監査基準
- 二 中間監査基準
- 三 監査に関する品質管理基準
- 四 四半期レビュー基準
- 五 監査における不正リスク対応基準

- ウ 投資者が、財務計算に関する書類について重要な事項について虚偽の記載があることを知らず、これにより投資意思決定を誤って損害を被った場合、当該財務計算に関する書類を監査した公認会計士又は監査法人は、その虚偽の記載を看過したことにつき、自ら故意又は過失がなかったことを証明しない限り、当該投資者に対して、その損害を賠償する責任を負う。

金商法 第21条（虚偽記載のある届出書の提出会社の役員等の賠償責任）

1. 有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、次に掲げる者は、当該有価証券を募集又は売出しに応じて取得した者に対し、記載が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際記載が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りでない。

三 当該有価証券届出書に係る第193条の2第1項に規定する監査証明において、当該監査証明に係る書類について記載が虚偽であり又は欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして証明した公認会計士又は監査法人

2. 前項の場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる事項を証明したときは、同項に規定する賠償の責めに任じない。

二 前項第三号に掲げる者 同号の証明をしたことについて故意又は過失がなかったこと。

エ 監査法人の社員が相当の注意を怠ったことにより、虚偽又は不当の監査証明を行った場合、
** 内閣総理大臣は、当該監査証明が含まれる有価証券報告書を受理しない旨の決定をすることが
× できる。ただし、この決定を理由として、当該監査法人が監査を行った他の会社の有価証券報告書について、受理しない旨の決定することはできない。

金商法 第193条の2（公認会計士又は監査法人による監査証明）

7. 公認会計士又は監査法人が第1項に規定する財務計算に関する書類及び第2項に規定する内部統制報告書について監査証明をした場合において、当該監査証明が公認会計士法第30条又は第34条の21第2項第一号若しくは第二号に規定するものであるときその他不正なものであるときは、内閣総理大臣は、一年以内の期間を定めて、当該期間内に提出される有価証券届出書、有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）又は内部統制報告書（その訂正報告書を含む。）で当該公認会計士又は監査法人の監査証明に係るものの全部又は一部を受理しない旨の決定をすることができる。

問題 6 重要性**

会社法における監査制度に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した金額が5億円以上又は負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社は、計算書類及びその附属明細書について、会計監査人の監査を受けることが求められている。

会社法 第328条 (大会社における監査役会等の設置義務)

1. 大会社 (公開会社でないもの、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。) は、監査役会及び会計監査人を置かなければならない。

会社法 第2条 (定義)

六 大会社 次に掲げる要件のいずれかに該当する株式会社をいう。

イ 最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が五億円以上であること。

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上であること。

会社法 第436条 (計算書類等の監査等)

2. 会計監査人設置会社においては、次の各号に掲げるものは、法務省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

一 前条第2項の計算書類及びその附属明細書 監査役 (監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会) 及び会計監査人

- イ その発行する全部又は一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について、株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、会計監査人を設置する必要がある。

会社法 第327条 (取締役会等の設置義務等)

5. 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、会計監査人を置かなければならない。

- ウ 監査役が複数いる監査役設置会社において、会計監査人が、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠ったとき、会計監査人としてふさわしくない非行があったとき、又は心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えないとき、のいずれかに該当するときは、監査役の過半数の同意によって、その会計監査人を解任することができる。

会社法 第340条 (監査役等による会計監査人の解任)

1. 監査役は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2. 前項の規定による解任は、監査役が二人以上ある場合には、監査役の全員の同意によって行わなければならない。

- エ 株主に対する定時株主総会の招集通知において、取締役会の承認を受けた連結計算書類を提供する場合には、連結計算書類に係る会計監査報告も合わせて提供することが求められている。

○ 会社法 第444条

5. 会計監査人設置会社が取締役会設置会社である場合には、前項の監査を受けた連結計算書類は、取締役会の承認を受けなければならない。

6. 会計監査人設置会社が取締役会設置会社である場合には、取締役は、定時株主総会の招集の通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、前項の承認を受けた連結計算書類を提供しなければならない。

問題 7 重要性***

会社法における会計監査人による監査に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査役会設置会社における会計監査人は、その職務を行うに際して、取締役の職務の執行に
*** 関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見したときは、当該事項を監
○ 査役会に報告しなければならない。

会社法 第397条 (監査役に対する報告)

1. 会計監査人は、その職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査役に報告しなければならない。

- イ 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときに、会計監査人設置会社の子会社に対し
*** て会計に関する報告を求め、子会社の財産の状況を調査する場合、当該会計監査人設置会社の
× 監査役等の承認を得なければならない。

会社法 第396条 (会計監査人の権限等)

3. 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人設置会社の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は会計監査人設置会社若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- ウ 会計監査人は、会社が連結計算書類として連結キャッシュ・フロー計算書を作成した場合、
*** 当該連結キャッシュ・フロー計算書を監査の対象としなければならない。
×

会社法 第444条

4. 連結計算書類は、法務省令で定めるところにより、監査役及び会計監査人の監査を受けなければならない。

会社計算規則 第61条 (連結計算書類)

法第444条第1項に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるいずれかのものとする。

- 一 この編の規定に従い作成される次のイからニまでに掲げるもの
イ 連結貸借対照表
ロ 連結損益計算書
ハ 連結株主資本等変動計算書
ニ 連結注記表

- エ 会計監査人は、計算書類及びその附属明細書が法令又は定款に適合するかどうかについて監
*** 査役と意見を異にするときは、定時株主総会における決議がなくても、定時株主総会に出席し
○ て意見を述べることができる。

会社法 第398条 (定時株主総会における会計監査人の意見の陳述)

1. 第396条第1項に規定する書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監査役と意見を異にするときは、会計監査人は、定時株主総会に出席して意見を述べることができる。

問題 8 重要性***

四半期レビューに関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 四半期レビューは、年度の財務諸表監査の一環として実施され、年度の財務諸表監査において実施される内部統制の理解とその評価が前提となっていることから、四半期財務諸表の作成に係る内部統制について理解することは求められていない。

×

四半期レビュー基準 第二 実施基準

1. 監査人は、四半期レビュー計画の策定に当たり、年度の財務諸表の監査において行われる、内部統制を含む、企業及び企業環境の理解並びにそれに基づく重要な虚偽表示のリスクの評価を考慮し、四半期財務諸表の作成に係る内部統制についても十分に理解しなければならない。

イ 監査人は、分析的手続を実施した結果、財務変動に係る矛盾又は異常な変動に気付いた場合、適切な者に対して質問を実施するとともに、証憑突合によりその回答の合理性を確かめなければならない。

×

監査・保証実務委員会報告第83号31.

監査人は、議事録の閲覧や分析的手続の結果を踏まえて、的確な質問を実施する必要がある。四半期レビューにおいては、通常、質問に対する回答について、証憑突合等の分析的手続・追加的な手続以外の手続を実施することにより、質問に対する回答を裏付ける証拠を入手することは要求されていない。したがって、質問に対する回答が合理的であり、かつ、整合的であるかについて十分注意を払う必要がある。

ウ 四半期レビューは限定的保証業務であるため、全ての重要な点において、一定の規準に照らして適正性がないと考えられるような事項が発見されなかったかどうかを報告する、消極的形式によって結論が表明される。

○

四半期レビュー基準 第三 報告基準

1. 監査人は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかに関する結論を表明しなければならない。

財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書二2(3)

③ 限定的保証業務として、いわゆるレビュー業務がある。例えば、財務情報のレビュー業務においては、主題に責任を負う者としての経営者が当該財務情報を一定の作成基準に従って作成しているかどうかについて、業務実施者が自ら入手した証拠に基づき判断した結果を、財務情報が当該作成基準に従って作成されていないと認められる事項が発見されなかったとの消極的形式によって結論を報告する。この場合、当該業務の実施に当たって、保証業務リスクは、消極的形式による結論の報告を行う基礎として受け入れることができる程度の水準に抑えることとなる。

-
- エ 監査人は、不適切な会計処理が存在する場合に、限定付結論を表明することがある。
- *** このとき、四半期レビュー報告書において、結論の根拠の区分に、修正すべき事項と可能であれば当該事項が四半期財務諸表に与える影響を記載するとともに、限定付結論とした理由についても記載しなければならない。

四半期レビュー基準 第三 報告基準

6. 監査人は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められ、その影響が無限定の結論を表明することができない程度に重要ではあるものの、四半期財務諸表全体に対して否定的結論を表明するほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付結論を表明しなければならない。

この場合には、結論の根拠の区分に、修正すべき事項、可能であれば当該事項が四半期財務諸表に与える影響及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由を記載しなければならない。

問題 9 重要性**

監査及び四半期レビュー業務の審査に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 審査担当者には、十分な知識や経験、能力に加えて、当該監査業務に対する客観性を有する者であることが求められている。しかしながら、小規模な監査事務所においては、実質的に客観性を有する者を確保することが困難であるため、客観性を有する者でなくても審査を担当することが認められている。

品基報1号A45.38.

A45. 個人事務所などの小規模な監査事務所では、審査担当者の選任に監査責任者が関与しないことが実務的に不可能な場合がある。このような場合には、監査事務所外の適格者又は他の監査事務所を審査担当者として利用することがある。この場合には、第38項から第40項の要求事項及びA42項からA43項の適用指針が適用される。

38. 監査事務所は、審査担当者の選任に関する方針及び手続を定めるとともに、以下の事項を通じて審査担当者の適格性を確保しなければならない。

(2) 審査担当者が客観性を損なうことなく業務に関して専門的な見解の問合せの助言を行うことができる程度

- イ 監査人は、四半期レビューに係る結論の表明に先立ち、審査を受けなければならないが、当該審査は、監査に関する品質管理の基準に基づいて定められた方針と手続に従わなければならない。

四半期レビュー基準 第三 報告基準

2. 監査人は、結論の表明に先立ち、自らの結論が一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、結論の表明に関する審査を受けなければならない。この審査は、品質管理の方針及び手続に従った適切なものでなければならない。

- ウ 不正による重要な虚偽の表示の疑義が識別された場合には、通常の審査に比べて、より慎重な判断が求められることから、監査事務所は、当該疑義に対応するために、適切な資格を有する複数の者で構成される会議体による審査を実施しなければならない。

品基報1号FA42-2.

不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には、追加で審査担当者を選任することもあれば、適格者で構成される会議体により審査を実施することもある。

- エ 審査担当者は、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断、監査意見の形成について客観的に評価することが求められており、審査においては、重要な事項について監査責任者と討議するだけでなく、財務諸表等と監査報告書案についても検討しなければならない。

品基報1号36.

監査事務所は、審査に関する方針及び手続に、審査において以下を実施しなければならないとを含めなければならない。

- (1) 重要な事項についての監査責任者との討議
- (2) 財務諸表等と監査報告書案の検討
- (3) 監査チームが行った重要な判断とその結論に関する監査調書の検討
- (4) 監査意見の評価及び監査報告書案が適切であるかどうかの検討

問題10 重要性***

監査の品質管理に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査事務所は、監査調書の査閲に関する方針及び手続において、監査チームのより経験のあるメンバーを査閲者とする^{*}こと、また、査閲者が、監査調書の機密性、保管の安全性、情報の完全性について検討することを規定しておかなければならない。[×]

品基報1号A53.

監査調書に関し、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を確保するため、監査事務所が整備・運用する管理手続には、以下の事項が含まれることがある。

- ・ 電子的な監査調書のアクセスを正当な権限を有する者に制限するための、監査チームのメンバー間で使用するパスワードの設定
- ・ 監査期間中の適切な段階での電子的な監査調書のバックアップ
- ・ 監査開始時に監査チームのメンバーへ監査調書に含まれる必要な情報を提供し、監査実施中に監査調書を管理し、監査終了時に監査調書をファイルに取りまとめるための手続
- ・ 紙媒体の監査調書に対するアクセス管理、配付及び保管を適切に行うための手続

- イ 異なる品質管理のシステムを有する複数の監査事務所が共同して監査業務を行う際、各監査事務所は、他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の品質を合理的に確保するものであることを確かめなければならない。[○]

品基報1号61.

監査事務所が共同監査を実施する場合には、監査事務所は、当該監査業務の品質を合理的に確保するための共同監査に関する方針及び手続を定めなければならない。この方針及び手続には、他の監査事務所の品質管理のシステムがその監査業務の品質を合理的に確保するものであるかどうかを、監査事務所が、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに、必要に応じて監査業務の実施の過程において確かめるための方針及び手続を含めなければならない。

- ウ 監査事務所は、監査人予定者となった場合、前任監査人から監査業務の十分な引継を受ける必要があるが、適切な引継を受けることは、監査契約の締結に伴うリスクを低い水準に抑えることができるか否かを的確に判断することを可能にする。[○]

監基報900号A3.

前任監査人及び監査人予定者が会社から監査人予定者の指定に関する通知書を入手した時点から監査業務の引継が開始される。監査人予定者及び監査人は、適切な引継（複数の前任監査人に引継を求めることが必要かどうかの判断を含む。）を実施することにより、次の事項が可能となる。

- (1) 監査契約の締結に伴うリスクを低い水準に抑えることができるか否かを的確に判断すること。

- エ 監査事務所は、新規の監査契約の締結時に、監査業務を実施するための適性や能力を有しているかどうかを検討しなければならないが、契約の更新時においては、改めて検討する必要はない。[×]

品基報1号25.

監査事務所は、関与先との契約の新規の締結又は更新に関する方針及び手続を定めなければならない。この方針及び手続は、以下の全てを満たす場合にのみ、関与先との契約の新規の締結又は更新を行うことを合理的に確保できるように定めなければならない。

- (1) 監査事務所が、時間及び人的資源を含め、業務を実施するための適性及び能力を有していること。

問題11 重要性***

監査基準の改訂に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 平成14年改訂では、企業活動の国際化・多角化及び連結対象会社の増加による監査範囲の拡大に伴い、他の監査人の監査の結果を利用する範囲も拡大することから、他の監査人を利用した場合には、その旨を監査報告書に記載することとした。

H14改訂前文三8

(6) ～すなわち、他の監査人の監査の結果を利用する場合も、監査に関わる責任は主たる監査人が負うものであり、報告基準においても他の監査人の監査の結果を利用した場合に特別の記載を求めることはしていない。

イ 平成17年改訂では、特別な検討を必要とするリスクが財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらしていないかどうかを確かめるため、実証手続の実施及び必要に応じて内部統制の整備状況の調査や運用状況の評価を求めることとした。

H17改訂前文二

4. 会計上の見積りや収益認識等の重要な会計上の判断に関して財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事項、不正の疑いのある取引、関連当事者間で行われる通常ではない取引等の特異な取引等は、監査実施の過程において特別な検討を行う必要があることから、「特別な検討を必要とするリスク」として、それが財務諸表における重要な虚偽の表示をもたらしていないかを確かめるための実証手続の実施、及び、必要に応じて内部統制の整備状況の調査や運用状況の評価を実施することを求めている。

ウ 平成26年改訂では、監査の目的に準拠性に関する意見表明が加わった。この準拠性に関する意見には、適正性に関する意見と同様に、財務諸表に重要な虚偽の表示がないことの合理的な保証を得たとの監査人の判断が含まれる。

H26改訂前文二

3. 「第一 監査の目的」において、適正性に関する意見に加えて準拠性に関する意見にかかる記述を付記し、明確化を行うことを踏まえ、「第四 報告基準」についても改訂を行い、監査報告書において記載すべき事項を明確にした。～準拠性に関する意見には、財務諸表には重要な虚偽の表示がないことの合理的な保証を得たとの監査人の判断が含まれている。

エ 平成30年改訂では、監査の透明性を向上させ、監査報告書の情報価値を高めるために、「監査上の主要な検討事項」が導入されることとなり、不適正意見及び意見不表明の場合であっても、「監査上の主要な検討事項」を記載することとした。

H30改訂前文二1

(4) ～なお、意見不表明の場合において、その根拠となった理由以外の事項を「監査上の主要な検討事項」として記載することは、財務諸表全体に対する意見表明のための基礎を得ることができていないにもかかわらず、当該事項について部分的に保証しているかのような印象を与える可能性がある。このため、意見不表明の場合には、「監査上の主要な検討事項」は記載しないことが適当である。

問題12 重要性***

一般に公正妥当と認められる監査の基準に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査基準は、法定された財務諸表監査のみに対する質的下限を示すものであるが、任意監査
*** においては、監査人による遵守は求められない。

×

任意監査においても、監査人による遵守は求められる。

イ 監査基準は、財務諸表を巡る利害関係者間の利害を調整するものであって、監査人の立場か
*** らすれば、自己の責任が過重になることを避け、責任の範囲を明確にするものである。

○

ウ 中間監査と年度監査で要求される保証水準は、ともに合理的保証であるため、中間監査は、
*** 年度監査と同一の「適正性」という立証命題を設定している。

×

中間監査基準H10設定前文二4

(2) 中間財務諸表に対する監査意見は、それが有用な情報を表示しているか否かについて行われ
ることとしている。

エ 一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われた財務諸表監査は、経営者又は監
*** 査役等の責任を軽減するものではない。

○

監基報200号4.

～一般に公正妥当と認められる監査の基準は、経営者や監査役等の責任を定めるものではなく、また経営者や監査役等の責任を規定する法令等に優先するものではない。ただし、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査は、経営者が監査実施の基礎となる経営者の責任を認識しているという前提に基づいて実施される。財務諸表監査は、経営者又は監査役等のこれらの責任を軽減するものではない。

問題13 重要性***

監査人の職業的懐疑心及び職業的専門家としての専門能力又は判断に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査人は、継続監査における過去の経験に基づいて、ガバナンスに責任を有する者に対して
*** 信頼が置けると認識している場合には、職業的懐疑心の保持の責任が軽減されることがある。

×

監基報200号A21.

監査人が、過去の経験に基づいて、経営者、取締役等及び監査役等は信頼が置ける、又は誠実であると認識していたとしても、それによって職業的懐疑心を保持する必要性が軽減されるわけではなく、また、合理的な保証を得る際に心証を形成するに至らない監査証拠に依拠することが許容されるわけでもない。

イ 近年のIT化の進展による監査業務の自動化等の状況を踏まえると、監査人は、監査対象となるデータの収集、整理、加工、分析等を行うデータ・アナリストなどの専門家の活用が求められるが、自らITに関する基礎知識を習得し、アップデートすることまでは求められていない。

×

監査基準H14改訂前文三

7. 企業における情報技術の利用は監査実務にも大きな影響を与えている。特に、監査対象の財務諸表の基礎となる会計情報を処理するシステムが情報技術を高度に取り入れたものである場合は、監査の実施に当たって、統制リスク等の各種のリスク評価に大きく関係する。また、企業が利用している情報技術とシステムに関する十分な知識と対応できる技術的な能力の保持が監査人に求められるという意味で、監査人自身にとってもその責任の履行上、重要な影響が生じることとなる。

ウ 監査人は、監査の過程を通じて職業的専門家としての判断が行使されたことを示すため、原則として、事務的な作業を除き、監査調書は監査報告書日までに作成しなければならない。

○

監基報200号A26.

職業的専門家としての判断は、監査の過程を通じて行使されることが必要であり、また、適切に監査調書に記載される必要がある。監査人は、経験豊富な監査人が以前に当該監査に関与していなくても、監査の過程で生じた重要な事項に関する結論に到達する際の職業的専門家としての重要な判断を理解できるような監査調書を作成することが要求されている。

監基報230号A22.

監査報告書日後に行う監査ファイルの最終的な整理は、事務的な作業であり、新たな監査手続を実施したり、新たな結論を導き出すことを含まない。しかし、事務的な作業の範囲である限り、最終的な整理の段階で監査調書に変更を加えることもできる。

エ 監査責任者は、どのような場合でも、自身が知っている事実と状況に基づいて、職業的専門家としての判断を行使するが、十分な情報を得た上で合理的に当該判断を行えるよう、監査事務所内で専門的な見解の問合せを実施することがある。

○

監基報200号A24.

監査人は、どのような場合でも、自身が知っている事実と状況に基づいて、職業的専門家としての判断を行使する。監査基準委員会報告書220で要求されているとおり、専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項に関して、監査業務の実施中に監査チーム内及び監査チームと監査事務所内外の適切な者との間で専門的な見解の問合せを実施することは、監査人が十分な情報を得た上で合理的な判断を行うのに役立つ。

問題14 重要性***

監査証拠の適合性に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 売掛金残高に対する確認手続は、売掛金の評価の妥当性かつ売上高の期間配分の妥当性に関する監査証拠を入手する目的で実施される。

×

監基報500号A18.

確認は、紙媒体、電子媒体又はその他の媒体により、監査人が確認先である第三者から文書による回答を直接入手する監査手続である。確認手続は、勘定残高とその明細に関連するアサーションに対して適合することが多い。しかしながら、確認は勘定残高のみに限定する必要はない。例えば、監査人は、契約条件や企業が第三者と行った取引について確認を行うことがある。また、契約が変更されたかどうか、変更された場合には、その内容について問い合わせることがある。確認手続は、一定の条件が付いていないこと、例えば、収益認識に影響する付帯契約がないことに関する監査証拠の入手にも利用される。

イ 棚卸資産の実地棚卸の立会は、棚卸資産の評価の妥当性を検討する目的には適合しない。

× 監基報501号A6.

実地棚卸の立会時に棚卸資産を実査することは、監査人が棚卸資産の実在性を確かめること(ただし、必ずしもその所有権を確かめることはできない。)に役立つとともに、例えば、陳腐化品、破損品、又は老朽品を識別することにも役立つ。

ウ 土地の実査及び登記簿謄本の閲覧は、土地の実在性及び権利の帰属に関する証明力のある監査証拠を提供するが、当該土地の評価に関する監査証拠を提供しないことがある。

○

監基報500号A15.

文書には、株券や債券など、資産の実在性を直接に示す監査証拠を提供するものがある。そのような文書の閲覧からは、必ずしも、所有権又は評価に関する監査証拠を入手できるわけではない。さらに、契約書の閲覧により、収益認識についての会計方針の適用に関する監査証拠が得られることがある。

エ 取引銀行の発行する貸付金に関する残高証明書の閲覧は、帳簿に計上された借入金の実在性を検討する目的に適合するが、借入金残高の網羅性を検討する目的には適合しない。

○

監基報500号A27. 参照

適合性は、監査手続の目的、及び適切な場合には検討中のアサーションとの論理的な関連性又は影響を扱う。監査証拠として利用する情報の適合性は、手続の目的によって影響される。例えば、監査手続の目的が買掛金の実在性又は評価の妥当性に関して過大計上の有無を確かめることである場合、帳簿に計上された買掛金を検討することが目的に適合する監査手続となることがある。一方、買掛金の網羅性に関して過小計上の有無を確かめる場合、帳簿に計上された買掛金の検討は目的に適合しておらず、期末日後の支払、未払の請求書、仕入先の支払通知書、不一致がある検収報告書などの情報の検討が目的に適合することがある。

問題15 重要性**

会計上の見積りに関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 会計上の見積りに関連する注記事項が合理的であるかどうかを評価するに当たって、監査人は、適用される財務報告の枠組みに準拠しているかという観点から検討しなければならない。
- * ただし、評価した見積り項目に関する固有リスクの程度が低い場合には、その枠組みにおける測定基礎の目的に合致した判断が行われているかの検討は必ずしも要しない。
- ×

監基報540号9.A13.

監査人は、実施した監査手続と入手した監査証拠に基づき、適用される財務報告の枠組みに照らして会計上の見積り及び関連する注記事項が合理的であるか虚偽表示であるかを評価することが求められている。本報告書において、適用される財務報告の枠組みに照らして合理的であると、以下の事項を含め、適用される財務報告の枠組みにおいて要求される事項が適切に適用されていることを意味する。

・会計上の見積りに関する注記事項（どのように会計上の見積りが行われたのかに関する注記事項並びに見積りの不確実性の性質、程度及び原因の説明に関する注記事項を含む。）

監基報540号A13.

～「適切に適用されている」という用語は、適用される財務報告の枠組みに準拠しているだけでなく、その枠組みにおける測定基礎の目的に合致した判断が行われることを意味している。

- イ 監査人は、見積りの不確実性に関する注記事項を評価するために、監査人自身が見積手法、
- * 仮定及びデータを設定することがある。このリスク対応手続は、経営者が適用した見積手法、
- × 仮定及びデータに対するリスク対応手続とは異なる。

監基報540号27.

経営者による見積額及び見積りの不確実性に関する注記事項を評価するために監査人の見積額又は許容範囲を設定する場合、監査人は、リスク対応手続に、使用した見積手法、仮定及びデータが適用される財務報告の枠組みに照らして適切であるかどうかを評価する手続を含めなければならない。監査人は、使用する見積手法、仮定及びデータが経営者によるものであるか監査人自身によるものであるかにかかわらず、第22項から第24項に従ってリスク対応手続を立案し実施しなければならない。

- ウ 前年度の会計上の見積りの確定額又は再見積額の監査人による遡及的な検討は、当年度の監査のためのリスク評価手続であるとともに、経営者の前年度の見積りプロセスの有効性の評価
- *** ○ に関する監査証拠を入手するための手続にもなり得る。ただし、当該検討は、見積りの時点において利用可能であった情報を基礎として行った前年度における経営者の判断を問題とするものではない。

監基報540号13.

監査人は、当年度における重要な虚偽表示リスクの識別と評価に役立てるために、過年度の会計上の見積りの確定額又は該当する場合には再見積額について検討しなければならない。監査人は、検討の内容と範囲を決定する際、会計上の見積りの性質を考慮しなければならない。当該監査人の検討は、見積りの時点において利用可能であった情報に基づき適切に行われた、過年度における会計上の見積りの判断を問題とするものではない。

- エ 監査人は、会計上の見積りにおけるアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクの評価の
- *** 根拠を考慮し、当該リスクに対応するリスク対応手続を立案し実施しなければならず、監査調
- 書には当該リスクと実施したリスク対応手続との関連性の記載を要する。

監基報540号38.

監査人は、以下の事項を監査調書に記載しなければならない。

(2) 固有リスク又は統制リスクのいずれかに関連する重要な虚偽表示リスクの評価の根拠を考慮した、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクと実施したリスク対応手続との関連性

問題16 重要性*

「その他の記載内容」に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 有価証券報告書における「その他の記載内容」の誤りとは、その情報自体が不正確であることのみならず、必要な情報が省略されている場合にも該当し、当該誤りが重要であるかどうかは、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断される。

監基報720号11.

(2) 「その他の記載内容の誤り」- その他の記載内容における不正確な記載又は誤解を生じさせる記載（その他の記載内容に開示された事項の適切な理解のために必要な情報を省略している場合又は曖昧にしている場合を含む。）

監基報720号A7.

～なお、我が国においては、記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきという考え方が「記述情報の開示に関する原則」において示されている。

- イ 財務諸表には記載されていないが、監査の過程で知り得た数値又は数値以外の項目に該当する「その他の記載内容」については、監査人は、当該記載内容に重要な誤りがないかを判断した上で、監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討する。

監基報720号13.

監査人は、その他の記載内容を通読しなければならない。また、通読の過程において、以下を行わなければならない。

(2) 監査において入手した証拠と到達した結論の観点から、その他の記載内容と監査人が監査の過程で得た知識の間に重要な相違があるかどうかを検討すること。

監基報720号15.

監査人は、重要な相違があると思われる場合（又は重要な誤りがあると思われるその他の記載内容に気付いた場合）、当該事項について経営者と協議し、以下に該当するかどうかを判断するために、必要に応じてその他の手続を実施しなければならない。

(1) その他の記載内容に重要な誤りがあること

監基報720号A33.

その他の記載内容と監査人が監査の過程で得た知識の間に重要な相違があるかどうか検討する際に、監査人は、その他の記載内容の誤りが重要な誤りとなり得る項目に焦点を当てることがある。

- ウ 監査人は、財務諸表又は監査の過程で得た知識のいずれにも関連しない「その他の記載内容」については、財務諸表又は監査の過程で得た知識との整合性を検討できない。
△ このため、監査人は、通読の過程で当該記載内容の重要な誤りと思われる兆候に注意を払うが、重要な誤りがあるかどうかの判断までは求められていない。

監基報720号14.

監査人は、第13項に従ってその他の記載内容を通読する過程において、財務諸表又は監査人が監査の過程で得た知識に関連しないその他の記載内容について、重要な誤りがあると思われる兆候に注意を払わなければならない。

監基報720号A43.

ある事項が財務諸表又は監査人が監査の過程で得た知識と関連しない場合、監査人は監査人の質問に対する経営者の回答を十分に評価することができないことがある。

エ 監査人は、「その他の記載内容」に対する保証の結論として、当該記載内容に未修正の重要な誤りがあるかどうかを監査報告書に区分を設けて記載しなければならない。

×

監基報720号A28.

本報告書における監査人の責任は、その他の記載内容に対する保証業務を構成するものではなく、またその他の記載内容について保証を得て意見又は結論を表明する義務を課すものでもない。

問題17 重要性***

監査意見又は監査報告に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査人は、監査契約締結後に監査範囲の制約に気づき、財務諸表に対する意見不表明につながる可能性が高いと判断したため、経営者に当該制約を除去するように要請したにもかかわらず、それが拒否された場合でも、監査役等に報告する前には監査契約を解除しない。

監基報705号13.

監査人は、第12項(2)①に従い監査契約を解除する場合には、監査契約を解除する前に、監査の過程で識別した除外事項付意見の原因となる虚偽表示に関する事項を、監査役等に報告しなければならない。

- イ 監査人は、当年度の財務諸表の監査において特に注意を払った事項を決定し、決定した事項
*** について監査役等とコミュニケーションを行うことによって、その中で特に重要であると判断
× した事項を監査上の主要な検討事項として決定する。

監基報701号8.

監査人は、監査役等とコミュニケーションを行った事項の中から、監査を実施する上で監査人が特に注意を払った事項を決定しなければならない。その際、監査人は以下の項目等を考慮しなければならない。

- ウ 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であっても重要な不確実性
*** が認められる場合、強調事項区分において「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に関する事項を付した上で、限定付適正意見又は不適正意見を表明しなければならない。

監基報570号21.

重要な不確実性について財務諸表に適切な注記がなされている場合、監査人は無限定意見を表明し、財務諸表における注記事項について注意を喚起するために、監査報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」という見出しを付した区分を設け、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及び当該事項は監査人の意見に影響を及ぼすものではない旨を記載しなければならない。

監基報570号22.

重要な不確実性に係る注記事項が適切でない場合、監査人は、～状況に応じて限定意見又は否定的意見を表明し、監査報告書の「限定意見の根拠」(適正表示の枠組みの場合は「限定付適正意見の根

- エ 監査人は、限定付適正意見を表明する理由が、たとえ無限定適正意見の基礎となる十分かつ
*** 適切な監査証拠を入手できないことであっても、入手した監査証拠が監査人の限定付適正意見の基礎を得るために十分かつ適切なものであると判断した旨を監査報告書に記載しなければならない。

監基報705号24.

監査人は、限定意見又は否定的意見を表明する場合、入手した監査証拠が監査人の限定意見又は否定的意見の基礎を得るために十分かつ適切なものであると判断した旨を記載しなければならない。

問題18 重要性***

比較情報の監査に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 財務諸表に表示される比較情報は、監査意見の表明の方式によって、対応数値方式と比較財務諸表方式に区分されるが、いずれの方式であっても実施される監査手続は同じである。

○

監基報710号6～8. 参照

イ 財務諸表に表示される比較情報に対応数値として表示される場合、過年度に作成された経営者確認書が依然として適切であることを経営者が再確認する必要があるため、監査人は、比較情報の全ての対象年度を含めた確認事項を当年度の経営者確認書に記載することを要請しなければならない。

×

監基報710号A1.

比較財務諸表の場合、監査人は、監査意見を表明する全ての対象年度について、経営者確認書に記載することを要請する。これは、前年度に関して以前に作成された経営者確認書が依然として適切であることを、経営者が再確認する必要があるためである。対応数値の場合、監査人は、当年度の財務諸表のみについて、経営者確認書に記載することを要請する。これは、監査意見が、対応数値を含む当年度の財務諸表に対するものであるためである。

ウ 比較情報に対応数値として表示される場合、監査人が、当年度の監査において、以前に無限定意見が表明されている前年度の財務諸表に重要な虚偽表示が存在するという監査証拠を入手したとしても、対応数値が適切に修正再表示され、かつ、注記事項が妥当であるときは、当年度の財務諸表に含まれる対応数値に関する除外事項付意見は表明されない。

○

監基報710号11.

監査人は、以前に無限定意見が表明されている前年度の財務諸表に重要な虚偽表示が存在するという監査証拠を入手したが、対応数値が適切に修正再表示されていない又は開示が妥当ではない場合、当年度の財務諸表に対する監査報告書において、当該財務諸表に含まれる対応数値に関する除外事項付意見として、限定意見又は否定的意見を表明しなければならない。

エ 前年度の財務諸表が監査されていない場合、監査報告書のその他の事項区分に比較情報が監査されていない旨を記載することによって、当年度の財務諸表の期首残高についての監査手続が免除される。

×

監基報710号13.

前年度の財務諸表が監査されていない場合、監査人は、監査報告書のその他の事項区分に、対応数値が監査されていない旨を記載しなければならない。

ただし、当該記載によっても、当年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす虚偽表示が期首残高に含まれていないという十分かつ適切な監査証拠の入手に関する要求事項が免除されるわけではない。

問題19 重要性**

後発事象等の監査に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査人は、期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生し、財務諸表の修正又は財務諸表*** における開示が要求される事象に対する監査手続を実施しなければならない。当該監査手続の○ 中には、経営者への質問、期末日後に開催された取締役会等の議事録の閲覧が含まれる。

監基報560号6.

監査人は、期末日の翌日から監査報告書日までの期間を対象として、第5項が要求する手続を実施しなければならない。監査人は、第5項の監査手続の種類及び範囲を決定する際には、リスク評価の結果を勘案しなければならない。これらの監査手続には、以下のものを含めなければならない。

- (2) 経営者に、財務諸表に影響を及ぼす可能性のある後発事象が発生したかどうか質問すること
(3) 期末日後に取締役会、監査役会又は監査委員会、株主総会が開催されている場合、その議事録を閲覧する。議事録が入手できない場合には、会議で討議された事項について質問すること

- イ 監査人は、監査報告書日を財務諸表の承認日より前の日付とすることはできない。ここで、** 財務諸表の承認日とは、関連する注記を含む全ての財務諸表が作成されており、認められた権限を持つ者が当該財務諸表に対する責任を認めた日付をいい、我が国では、株主総会又は取締役会による最終承認日となる。

監基報560号A3.

我が国では、株主総会又は取締役会による財務諸表の最終承認が要求されているが、そのような最終承認は、監査人が財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断するために必要なものではない。したがって、本報告書では、財務諸表の承認日は、経営者が実施した後発事象の評価期間の末日を指し、通常、経営者確認書の日付となる。

- ウ 事後判明事実が財務諸表の発行日後に発生し、財務諸表の訂正が必要となった場合、監査人*** は、当該訂正に必要な監査手続を実施するほか、監査報告書を差し替えなければならない。
×

監基報560号14.

経営者が財務諸表を訂正する場合、監査人は以下の手続を実施しなければならない。

- (1) 当該訂正に関して、必要な監査手続を実施すること
(3) 第11項が適用される場合を除き、以下の手続を実施すること
② 訂正後の財務諸表に対する監査報告書を提出すること

- エ 財務諸表の発行日とは、第三者が監査報告書と監査した財務諸表を入手することが可能となる日付をいい、監査報告書日以降で、かつ企業に監査報告書が提出される日以降の日付でなければならない。○

監基報560号4.

(5) 「財務諸表の発行日」－監査報告書と監査した財務諸表を第三者が入手可能となる日付をいう。

監基報560号A4.

通常、財務諸表の発行日は、企業に適用される法令等によって決まる。ある状況においては、財務諸表の発行日は、規制当局に財務諸表を提出する日となる場合がある。

監査した財務諸表は、監査報告書が添付されていないと発行できないため、監査した財務諸表の発行日は、監査報告書日以降で、かつ企業に監査報告書が提出される日以降の日付でなければならない。

問題20 重要性**

「監査における不正リスク対応基準」に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査人は、重要な取引に関する重要な記録等に矛盾する証拠が存在する状況で、監査人がその状況に関連して入手した監査証拠に基づいて経営者の説明に合理性がないと判断した場合、不正による重要な虚偽の表示の疑義があるとして扱わなければならない。

「監査における不正リスク対応基準」第二11.

監査人は、識別した不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況について、関連して入手した監査証拠に基づいて経営者の説明に合理性がないと判断した場合には、不正による重要な虚偽の表示の疑義があるとして扱わなければならない。

- イ 監査人が不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断した場合、経営者確認書における確認の要請を検討する内容には、経営者が当該疑義に関連していると認識している全ての情報を監査人に提供した旨を含むことがある。

監基報240FA56-2.

監査人が、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断した場合に経営者確認書における確認の要請を検討する内容は、状況に応じて異なるが、例えば、以下の事項がある。

- ・ 経営者が当該疑義に関連していると認識している全ての情報を監査人に提供した旨

- ウ 監査事務所が行う不正リスクへの対応状況についての定期的な検証の範囲には、不正に関する教育・訓練が含まれるが、監査契約の新規の締結は含まれない。

×

品基報1号F47-2.

監査事務所は、監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により、以下に掲げる項目が監査事務所の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめなければならない。

(1) 監査契約の新規の締結及び更新

- エ 「監査における不正リスク対応基準」では、監査人が財務諸表監査において対象とする重要な虚偽の表示の原因となる 不正と誤謬を対象としている。

×

「監査における不正リスク対応基準」設定前文二2.

(1) 財務諸表の虚偽の表示は、不正又は誤謬から生じるが、本基準においては、監査人が財務諸表監査において対象とする 重要な虚偽の表示の原因となる不正について取り扱う。ここで「不正」とは、不当又は違法な利益を得る等のために、他者を欺く行為を伴う、経営者、従業員等又は第三者による意図的な行為をいう。したがって、本基準は、重要な虚偽の表示とは関係のない不正は対象としていない。